

国民年金・厚生年金の併給調整

公的年金の受け取りは原則として一人一年金です。厚生年金は国民年金の上乗せという位置づけなので、同じ事由による年金を厚生年金と国民年金の両方から受け取ることはできますが、例えば、遺族厚生年金と老齢厚生年金といった同じ年金制度から支給される別事由の2つ以上の年金それぞれを受け取ることはできません。これを併給調整といいます。

併給可能な国民年金と厚生年金（同じ事由の年金）

老齢厚生年金	障害厚生年金 (障害1・2級のみ)	遺族厚生年金
+	+	+
老齢基礎年金 (付加年金を含む)	障害基礎年金	遺族基礎年金

国民年金の年金間の調整

		既存の権利		
		65歳以降の老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
新たな権利	65歳以降の老齢基礎年金	/	どちらかを選択 例) 障害基礎年金を受給している者が65歳に達した	どちらかを選択 例) 夫からの遺族基礎年金を受給している者が65歳に達した
	障害基礎年金		併合認定 例) 障害基礎年金を受給している者が、別の傷病が原因で障害となった	どちらかを選択 例) 夫からの遺族基礎年金を受給している者が障害となった
	遺族基礎年金		どちらかを選択 例) 高校生以下の子供を持つ老齢基礎年金を受給している者で、老齢基礎年金を受給している夫が死亡した	どちらかを選択 例) 障害基礎年金を受給している者で、老齢基礎年金を受給している夫が死亡した

厚生年金の年金間の調整

		既存の権利		
		老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
新たな権利	老齢厚生年金	/	どちらかを選択	どちらかを選択
	障害厚生年金		併合認定	どちらかを選択
	遺族厚生年金		どちらかを選択	どちらかを選択

併給調整の特例

遺族厚生年金と老齢基礎年金の支給については特例的に扱われ、遺族厚生年金を受給する者自身が持つ 65 歳以降の老齢基礎年金とその遺族厚生年金は選択により併給されます。この場合の併給とは、どちらも満額支給されるという意味ではありません。

選択肢は以下の通りです。

(イ)	(ロ)	(ハ)
老齢厚生年金	遺族厚生年金	老齢厚生年金 × 1/2 + 遺族厚生年金 × 2/3
+	+	+
老齢基礎年金 (付加年金を含む)	老齢基礎年金 (付加年金を含む)	老齢基礎年金 (付加年金を含む)

なお、年齢によっては 60 歳から 64 歳の間からは特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができますが、その特別支給の老齢厚生年金と遺族厚生年金はどちらかを選択することになります。この特別支給の老齢厚生年金に関しては、別資料『厚生年金と国民年金の内訳と給付開始年齢』を参照して下さい。

また、60 歳以上 70 歳未満で厚生年金保険料を支払いながらお勤めの方々は、給与の額によっては老齢厚生年金が一部または全額が支給停止となります。(ハ)の計算をする老齢厚生年金の額には、実際に支給される額(支給停止の計算をした後の額)が用いられます。なお、この老齢厚生年金の支給停止に関しては、別資料『在職老齢厚生年金の支給停止』を参照して下さい。

(ハ)の計算

老齢厚生年金が 10 万円、支給停止額が 4 万円の場合に、遺族厚生年金が 18 万円、老齢基礎年金が 6 万円とすると、(金額はすべて月額)

$$\begin{aligned}
 \text{年金受給額} &= (10 \text{万円} - 4 \text{万円}) \times 1/2 + 18 \text{万円} \times 2/3 + 6 \text{万円} \\
 &= 3 \text{万円} + 12 \text{万円} + 6 \text{万円} \\
 &= 21 \text{万円}
 \end{aligned}$$